

Ⅱ 参考

1 厚生労働省における政策体系（基本目標、施策大目標及び施策目標） （第4期＝平成29年度～令和3年度）～政策評価の対象～

- (1) 基本目標は、厚生労働行政全般を対象として、達成すべき基本的な目標を掲げたものである。
- (2) 施策大目標は、基本目標を達成するために実施する施策に関する具体的な目標を掲げたものである。
- (3) 施策目標は、施策大目標を達成するために実施する施策に関する具体的な目標を掲げたものである。

政策体系（基本目標、施策大目標、施策目標）

令和3年4月

基本目標Ⅰ 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

施策大目標1	地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること
1-1	日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること
1-2	効率的かつ質の高い医療を提供するために病床機能の分化・連携を推進するとともに、在宅医療・介護連携を図り、地域包括ケアシステムを構築すること
施策大目標2	必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること
2-1	今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること
2-2	医療従事者の資質の向上を図ること
施策大目標3	利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること
3-1	医療情報化の体制整備の普及を推進すること
3-2	医療安全確保対策の推進を図ること
施策大目標4	国が医療政策として担うべき医療（政策医療）を推進すること
4-1	政策医療を向上・均てん化させること
施策大目標5	感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること
5-1	感染症の発生・まん延の防止を図ること
5-2	難病等の予防・治療等を充実させること
5-3	適正な移植医療を推進すること
5-4	原子爆弾被爆者等を援護すること
施策大目標6	品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器・再生医療等製品を国民が適切に利用できるようにすること
6-1	有効性・安全性の高い新医薬品等を迅速に提供できるようにすること
6-2	医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策等を推進すること
6-3	医薬品の適正使用を推進すること
施策大目標7	安全な血液製剤を安定的に供給すること
7-1	健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、適正使用を推進し、安全性の向上を図ること
施策大目標8	革新的な医療技術の実用化を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること
8-1	革新的な医療技術の実用化を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること
施策大目標9	全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること

- 9-1 データヘルスの推進による保険者機能の強化等により適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること
- 9-2 生活習慣病対策等により中長期的な医療費の適正化を図ること

施策大目標10 妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること

- 10-1 地域住民の健康の保持・増進及び地域住民が安心して暮らせる地域保健体制の確保を図ること
- 10-2 生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図ること
- 10-3 総合的ながん対策を推進すること

施策大目標11 健康危機管理を推進すること

- 11-1 健康危機が発生した際に迅速かつ適切に対応するための体制を整備すること

基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること

施策大目標1 食品等の安全性を確保すること

- 1-1 食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること

施策大目標2 安全で質が高く災害に強い持続的な水道を確保すること

- 2-1 安全で質が高く災害に強い持続的な水道を確保すること

施策大目標3 麻薬・覚醒剤等の乱用を防止すること

- 3-1 規制されている乱用薬物について、不正流通の遮断及び乱用防止を推進すること

施策大目標4 国民生活を取り巻く化学物質による人の健康被害を防止すること

- 4-1 化学物質の適正な評価・管理を推進し、安全性を確保すること

施策大目標5 生活衛生関係営業の振興等により、衛生水準の向上を図ること

- 5-1 生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛生の向上・増進及び国民生活の安定に寄与すること

基本目標Ⅲ 働く人が安心して安全で快適に働くことができる環境を整備すること

施策大目標1 労働条件の確保・改善を図ること

- 1-1 労働条件の確保・改善を図ること
- 1-2 最低賃金引上げに向け中小企業・小規模事業者の生産性向上の支援を図ること

施策大目標2 労働者が安全で健康に働くことができる職場づくりを推進すること

- 2-1 労働者が安全で健康に働くことができる職場づくりを推進すること

施策大目標3 労働災害に被災した労働者等に対し必要な保険給付を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること

- 3-1 被災労働者等の迅速かつ公正な保護を図るため、必要な保険給付を行うこと
- 3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること

施策大目標4 安定した労使関係等の形成を促進すること

- 4-1 労使関係が将来にわたり安定的に推移するよう集团的労使関係のルール確立及び普及等を図るとともに、集团的労使紛争の迅速かつ適切な解決を図ること

施策大目標5 労働保険適用徴収業務の適正かつ円滑な実施を図ること

- 5-1 労働保険適用促進及び労働保険料等の適正徴収を図ること

基本目標Ⅳ 非正規雇用労働者の処遇改善、女性の活躍推進や均等待遇、ワーク・ライフ・バランスの実現等働き方改革を推進すること

施策大目標1	男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、女性の活躍推進、仕事と家庭の両立支援等を推進すること
1-1	男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、女性の活躍推進、仕事と家庭の両立支援等を推進すること
施策大目標2	非正規雇用労働者（短時間労働者・有期雇用労働者・派遣労働者）の雇用の安定及び人材の育成・待遇の改善を図ること
2-1	非正規雇用労働者（短時間労働者・有期雇用労働者・派遣労働者）の雇用の安定及び人材の育成・待遇の改善を図ること
施策大目標3	働き方改革により多様で柔軟な働き方を実現するとともに、勤労者生活の充実を図ること
3-1	長時間労働の抑制、年次有給休暇取得促進等により、ワーク・ライフ・バランスの観点から多様で柔軟な働き方を実現すること
3-2	豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること
施策大目標4	個別労働紛争の解決の促進を図ること
4-1	個別労働紛争の解決の促進を図ること

基本目標Ⅴ 意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること

施策大目標1	労働力需給のミスマッチの解消を図るために需給調整機能を強化すること
1-1	公共職業安定機関等における需給調整機能の強化及び労働者派遣事業等の適正な運営を確保すること
施策大目標2	雇用機会を創出するとともに雇用の安定を図ること
2-1	地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出及び雇用の安定を図ること
施策大目標3	労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること
3-1	高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること
施策大目標4	失業給付等の支給により、求職活動中の生活の保障及び再就職の促進等を行うこと
4-1	雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を図ること
施策大目標5	求職者支援制度の活用により、雇用保険を受給できない求職者の就職を支援すること
5-1	求職者支援訓練の実施や職業訓練受講給付金の支給等を通じ、雇用保険を受給できない求職者の就職を支援すること

基本目標Ⅵ 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること

施策大目標1	多様な職業能力開発の機会を確保すること
1-1	多様な職業能力開発の機会を確保し、生産性の向上に向けた人材育成を強化すること
施策大目標2	働く者の職業生涯を通じた持続的な職業キャリア形成への支援等をすること
2-1	若年者の雇用を促進すること（基本目標Ⅴ施策目標3-1を参照）
2-2	若年者等に対して段階に応じた職業キャリア支援を講ずること
2-3	福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の支援等をすること

施策大目標3 「現場力」の強化と技能の継承・振興を推進すること

3-1 技能継承・振興のための施策を推進すること

基本目標Ⅶ

安心して子どもを産み育てるなどを可能にする社会づくりを推進すること

施策大目標1

利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子ども・子育て支援を提供し、子どもの健全な育ちを支援する社会を実現すること

1-1 保育の受け皿を拡大するとともに、それを支える保育人材の確保を図ること

1-2 地域におけるニーズに応じた子育て支援等施策の推進を図ること

施策大目標2

児童虐待や配偶者による暴力等の発生予防から保護・自立支援までの切れ目のない支援体制を整備すること

2-1 児童虐待防止や配偶者による暴力被害者等への更なる支援体制の充実を図ること

施策大目標3

母子保健衛生対策の充実を図ること

3-1 母子保健衛生対策の充実及び旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の円滑な支給を図ること

施策大目標4

ひとり親家庭の自立を図ること

4-1 ひとり親家庭の自立のための総合的な支援を図ること

基本目標Ⅷ

ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉サービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること

施策大目標1

生活困窮者等に対し適切に福祉サービスを提供するとともに、地域共生社会の実現に向けた体制づくりを推進し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること

1-1 生活困窮者等に対し適切に福祉サービスを提供するとともに、地域共生社会の実現に向けた体制づくりを推進し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること

1-2 自殺総合対策大綱に基づき、自殺対策を推進すること

施策大目標2

福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること

2-1 福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること

施策大目標3

戦傷病者・戦没者遺族等への援護、戦没者の遺骨の収集等を行うこと

3-1 戦傷病者、戦没者遺族等に対して、援護年金の支給、療養の給付等の援護を行うこと

3-2 戦没者遺骨収集事業の推進等により、戦没者遺族を慰藉するとともに中国残留邦人等に対する自立支援等を行うこと

基本目標Ⅸ

障害のある人も障害のない人も地域とともに生活し、活動する社会づくりを推進すること

施策大目標1

必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における生活を総合的に支援すること

1-1 障害者の地域における生活を総合的に支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること

1-2 障害者の雇用を促進すること（基本目標Ⅴ施策目標3-1を参照）

基本目標Ⅹ

高齢者ができる限り経済的に自立できるよう、所得確保の仕組みの整備を図ること

施策大目標1

老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること

1-1 国民に信頼される持続可能な公的年金制度等を構築し、適正な事業運営を図ること

1-2 高齢期の所得保障の重層化を図るため、私的年金制度の適切な整備及び運営を図ること

施策大目標2	高齢者の雇用就業を促進すること（基本目標Ⅴ施策目標3-1を参照）
基本目標ⅩⅠ	高齢者ができる限り自立し、住み慣れた地域で自分らしく、安心して暮らせる社会づくりを推進すること
施策大目標1	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう必要なサービスが切れ目なく包括的に確保される地域包括ケアシステムを構築すること
1-1	医療と介護の連携（基本目標Ⅰ施策目標1-2を参照）
1-2	高齢者の在宅生活に必要な生活支援・介護予防サービスを提供するとともに、生活機能の維持向上によって虚弱を防ぎ元気で豊かな老後生活を支援すること
1-3	総合的な認知症施策を推進すること
1-4	介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること
基本目標ⅩⅡ	国際化時代にふさわしい厚生労働行政を推進すること
施策大目標1	国際社会への参画・貢献を行うこと
1-1	国際機関の活動への参画・協力等を通じて、保健・労働等分野において国際社会に貢献すること
1-2	開発途上国の人材育成等を通じた国際協力を推進し、連携を強化すること
施策大目標2	国際化に対応した施策を推進すること（再掲）
2-1	医療の国際展開を推進すること（基本目標Ⅰ施策目標1-1及び8-1を参照）
2-2	感染症の発生・まん延の防止等を図ること（基本目標Ⅰ施策目標5-1を参照）
2-3	外国人労働者対策を推進すること（基本目標Ⅴ施策目標3-1を参照）
基本目標ⅩⅢ	国民生活の向上に関わる科学技術及び医薬品等の研究開発の振興並びに保健衛生分野の調査研究の充実を図ること
施策大目標1	国立試験研究機関の適正かつ効果的な運営を確保すること
1-1	国立感染症研究所など国立試験研究機関の適正かつ効果的な運営を確保すること
施策大目標2	研究を支援する体制を整備すること
2-1	厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施及び医薬品等の研究開発の促進並びに保健衛生分野の調査研究の充実を図ること
基本目標ⅩⅣ	国民生活の利便性の向上に関わるICT化を推進すること
施策大目標1	電子行政推進に関する基本方針を推進すること
1-1	行政分野へのIT（情報通信技術）の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化を図ること
1-2	社会保障・税番号制度について、国民の理解を得ながら、その着実な導入を図るとともに、社会保障・税番号の利活用を推進し、国民の利便性の向上を図ること
施策大目標2	医療・健康・介護・福祉分野の情報化を推進すること（再掲）
2-1	医療等情報化インフラの普及のための取組を推進すること（基本目標Ⅰ施策目標3-1を参照）
基本目標ⅩⅤ	国民に信頼される厚生労働行政を実施すること
施策大目標1	業務運営の適正化を図ること
1-1	国民に伝わるように分かりやすく情報を発信するとともに、「国民の声」に耳を傾け、改善へ活かすこと

2 令和2年度に成立した主な法律等

法律名：年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律	
公布年月日：令和2年6月5日	施行年月日：令和4（2022）年4月1日 （ただし、1①は令和4（2022）年10月1日・令和6（2024）年10月1日、1②・③は令和4（2022）年10月1日、4①は令和4（2022）年4月1日・同年5月1日等、4②は令和2（2020）年10月1日・令和4（2022）年10月1日等、5②・③は令和3（2021）年4月1日、5④は公布日、5⑤は令和3（2021）年3月1日 等）
法律番号：40	主管部局：年金局年金課 年金局企業年金・個人年金課 年金局事業管理課 年金局国際年金課 保険局保険課 子ども家庭局家庭福祉課
<p>1. 趣旨 より多くの人がより長く多様な形で働く社会へと変化する中で、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るため、短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大、在職中の年金受給の在り方の見直し、受給開始時期の選択肢の拡大、確定拠出年金の加入可能要件の見直し等の措置を講ずる。</p> <p>2. 概要</p> <p>1. 被用者保険の適用拡大【厚生年金保険法、健康保険法、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成24年改正法）、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法】 ① 短時間労働者を被用者保険の適用対象とすべき事業所の企業規模要件について、段階的に引き下げる（現行500人超→100人超→50人超）。 ② 5人以上の個人事業所に係る適用業種に、弁護士、税理士等の資格を有する者が行う法律又は会計に係る業務を行う事業を追加する。 ③ 厚生年金・健康保険の適用対象である国・自治体等で勤務する短時間労働者に対して、公務員共済の短期給付を適用する。</p> <p>2. 在職中の年金受給の在り方の見直し【厚生年金保険法】 ① 高齢期の就労継続を早期に年金額に反映するため、在職中の老齢厚生年金受給者（65歳以上）の年金額を毎年定時に改定することとする。 ② 60歳から64歳に支給される特別支給の老齢厚生年金を対象とした在職老齢年金制度について、支給停止とならない範囲を拡大する（支給停止が開始される賃金と年金の合計額の基準を、現行の28万円から47万円（令和2年度額）に引き上げる。）。</p> <p>3. 受給開始時期の選択肢の拡大【国民年金法、厚生年金保険法等】 現在60歳から70歳の間となっている年金の受給開始時期の選択肢を、60歳から75歳の間に拡大する。</p> <p>4. 確定拠出年金の加入可能要件の見直し等【確定拠出年金法、確定給付企業年金法、独立行政法人農業者年金基金法等】 ① 確定拠出年金の加入可能年齢を引き上げる（※）とともに、受給開始時期等の選択肢を拡大する。 ※ 企業型DC：厚生年金被保険者のうち65歳未満→70歳未満 個人型DC（iDeCo）：公的年金の被保険者のうち60歳未満→65歳未満 ② 確定拠出年金における中小企業向け制度の対象範囲の拡大（100人以下→300人以下）、企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和など、制度面・手続面の改善を図る。</p> <p>5. その他【国民年金法、厚生年金保険法、年金生活者支援給付金の支給に関する法律、児童扶養手当法等】 ① 国民年金手帳から基礎年金番号通知書への切替え ② 未婚のひとり親等を専業主婦と同様に国民年金保険料の申請金額免除基準等に追加 ③ 短期滞在の外国人に対する脱退一時金の支給上限年数を3年から5年に引上げ（具体的な年数は政令で規定） ④ 年金生活者支援給付金制度における所得・世帯情報の照会の対象者の見直し ⑤ 児童扶養手当と障害年金の併給調整の見直し 等</p>	

法律名：地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律	
公布年月日：令和2年6月12日	施行年月日：令和3年4月1日など
法律番号：52	主管部局：社会・援護局地域福祉課 社会・援護局福祉基盤課 老健局総務課 政策統括官付情報化担当参事官室 保険局医療介護連携政策課
<p>1. 趣旨 地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる。</p>	

2. 概要

1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援
市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。
2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進
 - ① 認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定する。
 - ② 市町村の地域支援事業における関連データの活用努力義務を規定する。
 - ③ 介護保険事業（支援）計画の作成に当たり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅）の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化を行う。
3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進
 - ① 介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求めると規定する。
 - ② 医療保険レセプト情報等のデータベース（NDB）や介護保険レセプト情報等のデータベース（介護DB）等の医療・介護情報の連結精度向上のため、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報を安全性を担保しつつ提供することができることとする。
 - ③ 社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に、当分の間、医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提供の業務を追加する。
4. 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化
 - ① 介護保険事業（支援）計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加する。
 - ② 有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直しを行う。
 - ③ 介護福祉士養成施設卒業業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、さらに5年間延長する。
5. 社会福祉連携推進法人制度の創設
社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設する。

法 律 名：新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律

公布年月日：令和2年6月12日

施行年月日：公布の日

法律番号：54

主管部局：職業安定局雇用保険課

1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症等の影響が最小となるようにするため、新型コロナウイルス感染症等の影響により休業させられた労働者のうち、休業中に賃金を受けることができなかったものに対して新型コロナウイルス感染症対応休業支援金を支給する事業等を行うことができることとするとともに、雇用保険の基本手当の給付日数を延長する雇用保険法の特例措置等を講ずる。

2. 概要

- (1) 休業手当を受けることができない労働者に関する新たな給付制度
 - ① 新型コロナウイルス感染症等の影響により事業主が休業させ、休業期間中に休業手当を受けることができなかった被保険者に対し、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金を支給する事業を実施できる。
 - ② 雇用保険の被保険者でない労働者についても、①に準じて給付金を支給する事業を実施できる。
 - ③ ①及び②の給付金について、公租公課や差押え禁止及び調査、報告に関する規定の整備等の規定を整備する。
- (2) 基本手当の給付日数の延長
新型コロナウイルス感染症等の影響による求職活動の長期化等に対応し、雇用保険の基本手当（いわゆる失業手当）の受給者について、給付日数を60日（一部30日）延長できることとする。
- (3) 雇用保険の安定的な財政運営の確保（令和2年度及び令和3年度の措置）
雇用保険制度の安定的な財政運営を確保するため、以下の措置を講ずる。
 - ① 求職者給付等に要する経費について、経済情勢の変化や雇用勘定の財政状況を踏まえ、一般会計から繰り入れることができる。
 - ② 上記（1）①の事業、雇用調整助成金等に要する費用の一部として、一般会計から繰り入れる。
 - ③ 育児休業給付に要する経費を、積立金から借り入れることができる。
 - ④ 雇用安定事業に要する経費を、積立金から借り入れることができる。

法律名：予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律	
公布年月日：令和2年12月9日	施行年月日：令和2年12月9日
法律番号：75	主管部局：健康局健康課予防接種室
<p>1. 趣旨 新型コロナウイルス感染症の発生の状況に対処するため、予防接種の実施体制の整備等を行うとともに、検疫法第34条の指定の期限を延長できることとするため、所要の措置を講ずる。</p> <p>2. 概要</p> <p>(1) 予防接種法の改正</p> <p>① 予防接種に係る実施体制の整備 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種について、予防接種法の臨時接種に関する特例を設け、厚生労働大臣の指示のもと、都道府県の協力により、市町村において予防接種を実施するものとする。 ・接種に係る費用は、国が負担する。 ・予防接種により健康被害が生じた場合の救済措置や副反応疑い報告等については、予防接種法の現行の規定を適用する。</p> <p>② 損失補償契約の締結 政府は、ワクチンの使用による健康被害に係る損害を賠償すること等によって生じた製造販売業者等の損失を補償することを約する契約を締結できることとする。</p> <p>(2) 検疫法の改正 検疫法第34条の感染症の政令指定の期限については1年以内となっているが、感染症法による指定感染症の政令指定の期限と同様に、1年以内に限り延長できるようにする。</p>	

3 年表

年号	総理大臣	厚生大臣	労働大臣	時代背景	施策等
昭和	近衛	木戸 廣瀬 小原・秋田 吉田 安井・金光 小泉(親)		13年 厚生省創設	12年 保健所法
					13年 国民健康保険法
					14年 職員健康保険法、船員保険法
					16年 労働者年金保険法
					19年 厚生年金保険法
					20年 引揚者対策
					20年 旧労働組合法
					21年 旧生活保護法
					21年 労働関係調整法
					21年 新保健所法
20	鈴木(貴)	岡田 東久邇 松村 幣原 芦田 吉田		20年 終戦	22年 食品衛生法
					22年 児童福祉法
					22年 労働基準法
					22年 労働者災害補償保険法
					22年 職業安定法
					22年 失業保険法
					23年 予防接種法
					23年 医療法
					23年 医師法、歯科医師法、保健婦助産婦看護婦法
					24年 身体障害者福祉法
30	吉田	吉田 林(讓) 鈴木(正)	吉田 増田 鈴木(正)	25年 朝鮮戦争(特需ブーム)	24年 新労働組合法
					24年 緊急失業対策法
					25年 精神衛生法
					25年 新生活保護法
					26年 結核予防法
					26年 社会福祉事業法
					26年 児童憲章
					27年 戦傷病者戦没者遺族等援護法
					29年 清掃法
					29年 厚生年金保険法改正(定額部分の導入支給開始年齢60歳への引き上げ)
40	片山	片山・一松	米窪	22年 労働省創設 22年 第1次ベビーブーム	24年 身体障害者福祉法
					24年 新労働組合法
					24年 緊急失業対策法
					25年 精神衛生法
					25年 新生活保護法
					26年 結核予防法
					26年 社会福祉事業法
					26年 児童憲章
					27年 戦傷病者戦没者遺族等援護法
					29年 清掃法
29年 厚生年金保険法改正(定額部分の導入支給開始年齢60歳への引き上げ)					
40	芦田	竹田	加藤	27年 講和条約	29年 清掃法
					29年 厚生年金保険法改正(定額部分の導入支給開始年齢60歳への引き上げ)
					32年 水道法
					33年 国保法改正(国民皆保険)
					33年 職業訓練法
					34年 国民年金法(国民皆年金)
					35年 精神薄弱者福祉法
					35年 業事法
					36年 児童扶養手当法
					38年 老人福祉法
39年 母子福祉法					
39年 特別児童扶養手当等法					
40年 厚生年金保険法改正(1万円年金、厚生年金基金)					
40年 母子保健法					
40年 精神衛生法改正(通院医療費の公費負担)					
41年 国保法改正(7割給付実現)					
41年 雇用対策法					
42年 公害対策基本法					
42年 第1次雇用対策基本計画					
40	吉田	吉田 林(讓) 鈴木(正)	吉田 増田 鈴木(正)	35年 所得倍増計画	44年 厚生年金保険法改正(2万円年金)
					45年 廃棄物処理法
					45年 社会福祉施設緊急整備5か年計画
					45年 家内労働法
					46年 児童手当法
					46年 高齢者等雇用安定法
					46年 環境庁設置
					46年 ドル・ショック
					46年 老人福祉法
					46年 母子福祉法
46年 特別児童扶養手当等法					
46年 厚生年金保険法改正(1万円年金、厚生年金基金)					
46年 母子保健法					
46年 精神衛生法改正(通院医療費の公費負担)					
46年 国保法改正(7割給付実現)					
46年 雇用対策法					
46年 公害対策基本法					
46年 第1次雇用対策基本計画					
40	石橋	石橋 神田	松浦	39年 東京オリンピック いざなぎ景気	44年 厚生年金保険法改正(2万円年金)
					45年 廃棄物処理法
					45年 社会福祉施設緊急整備5か年計画
					45年 家内労働法
					46年 児童手当法
					46年 高齢者等雇用安定法
					46年 環境庁設置
					46年 ドル・ショック
					46年 老人福祉法
					46年 母子福祉法
46年 特別児童扶養手当等法					
46年 厚生年金保険法改正(1万円年金、厚生年金基金)					
46年 母子保健法					
46年 精神衛生法改正(通院医療費の公費負担)					
46年 国保法改正(7割給付実現)					
46年 雇用対策法					
46年 公害対策基本法					
46年 第1次雇用対策基本計画					
40	岸	堀木 橋本(龍伍) 坂田 渡邊(良)	石田 倉石	35年 所得倍増計画	44年 厚生年金保険法改正(2万円年金)
					45年 廃棄物処理法
					45年 社会福祉施設緊急整備5か年計画
					45年 家内労働法
					46年 児童手当法
					46年 高齢者等雇用安定法
					46年 環境庁設置
					46年 ドル・ショック
					46年 老人福祉法
					46年 母子福祉法
46年 特別児童扶養手当等法					
46年 厚生年金保険法改正(1万円年金、厚生年金基金)					
46年 母子保健法					
46年 精神衛生法改正(通院医療費の公費負担)					
46年 国保法改正(7割給付実現)					
46年 雇用対策法					
46年 公害対策基本法					
46年 第1次雇用対策基本計画					
40	池田	中山 古井 瀧尾 西村 小林(武)	石田	35年 所得倍増計画	44年 厚生年金保険法改正(2万円年金)
					45年 廃棄物処理法
					45年 社会福祉施設緊急整備5か年計画
					45年 家内労働法
					46年 児童手当法
					46年 高齢者等雇用安定法
					46年 環境庁設置
					46年 ドル・ショック
					46年 老人福祉法
					46年 母子福祉法
46年 特別児童扶養手当等法					
46年 厚生年金保険法改正(1万円年金、厚生年金基金)					
46年 母子保健法					
46年 精神衛生法改正(通院医療費の公費負担)					
46年 国保法改正(7割給付実現)					
46年 雇用対策法					
46年 公害対策基本法					
46年 第1次雇用対策基本計画					
40	佐藤	鈴木(善) 坊 園田 斉藤(昇) 内田 斉藤(昇)	小平 山手 早川 小川 原	45年 高齢化率7%を越える	44年 厚生年金保険法改正(2万円年金)
					45年 廃棄物処理法
					45年 社会福祉施設緊急整備5か年計画
					45年 家内労働法
					46年 児童手当法
					46年 高齢者等雇用安定法
					46年 環境庁設置
					46年 ドル・ショック
					46年 老人福祉法
					46年 母子福祉法
46年 特別児童扶養手当等法					
46年 厚生年金保険法改正(1万円年金、厚生年金基金)					
46年 母子保健法					
46年 精神衛生法改正(通院医療費の公費負担)					
46年 国保法改正(7割給付実現)					
46年 雇用対策法					
46年 公害対策基本法					
46年 第1次雇用対策基本計画					

年号	総理大臣	厚生大臣	労働大臣	時代背景	施策等	
50	田中（角）	塩見	塚原	46年 第2次ベビーブーム 47年 札幌オリンピック 48年 福祉元年 48年 オイル・ショック	48年 老人福祉法改正（老人医療費無料化） 48年 健保法改正（家族7割給付、高額療養費） 48年 年金制度改正（5万円年金、物価スライドの導入） 49年 雇用保険法	
		斎藤（邦）	田村			
			加藤			
			長谷川			
	三木	福永	大久保	50年 国際婦人年		
		田中（正）	長谷川			
	福田	早川	浦野		52年 雇用保険法改正（雇用安定事業創設） 53年 国民健康づくり対策	
		渡辺（美）	石田			
	大平	橋本（龍太郎）	藤井	54年 国際児童年	54年 薬事法改正（新薬承認の厳格化、副作用報告、再評価、GMP等の法制化） 54年 医薬品副作用被害救済基金法	
			栗原			
藤波						
鈴木（善）	野呂	藤波	55年 ベビーホテル問題 55年 第二臨調（財政再建） 56年 国際障害者年 56年 日米貿易摩擦	56年 児童福祉法改正、延長・夜間保育の実施 57年 障害者対策に関する長期計画 57年 家庭奉仕員（大幅増員、所得制限撤廃） 57年 老人保健法 58年 浄化槽法 58年 対がん10カ年総合戦略 59年 健保法改正（本人9割給付、退職者医療制度） 59年 雇用保険法改正（再就職手当、高齢求職者給付金の創設） 60年 年金制度改正（基礎年金導入等） 60年 医療法改正（医療計画） 60年 職業能力開発促進法 60年 労働者派遣法 60年 男女雇用機会均等法 61年 老人保健法改正（老人保健施設） 61年 高齢者等雇用安定法（60歳定年の努力義務化） 62年 社会福祉士及び介護福祉士法 62年 精神衛生法改正（人権擁護と社会復帰、名称は精神保健法に改称） 62年 労働基準法改正（週40時間労働制を目標） 63年 第二次国民健康づくり対策 63年 国保法改正（高医療費市町村における運営の安定化）		
	斎藤（邦）	藤尾				
	園田					
	村山	初村				
60	中曽根	林（義）	大野	58年 国連・障害者の十年 東京集中	58年 老人保健法 58年 浄化槽法 58年 対がん10カ年総合戦略 59年 健保法改正（本人9割給付、退職者医療制度） 59年 雇用保険法改正（再就職手当、高齢求職者給付金の創設） 60年 年金制度改正（基礎年金導入等） 60年 医療法改正（医療計画） 60年 職業能力開発促進法 60年 労働者派遣法 60年 男女雇用機会均等法 61年 老人保健法改正（老人保健施設） 61年 高齢者等雇用安定法（60歳定年の努力義務化） 62年 社会福祉士及び介護福祉士法 62年 精神衛生法改正（人権擁護と社会復帰、名称は精神保健法に改称） 62年 労働基準法改正（週40時間労働制を目標） 63年 第二次国民健康づくり対策 63年 国保法改正（高医療費市町村における運営の安定化）	
		渡部（恒）	坂本			
	増岡	山口	円高	地価高騰		
					今井	林（道）
					斎藤（十）	平井
平成 元	竹下	藤本	中村	バブル景気	63年 税制改革 01年 改元	
		小泉（純）	丹羽（兵）			
	宇野 海部	戸井田	堀内	02年 イラク・クウェート侵攻 02年 統一ドイツ誕生	元年 合計特殊出生率が1.57となる 03年 湾岸戦争 03年 ソ連邦消滅・ロシア連邦その他の誕生	
			福島			
	津島	塚原	地価下落始まる			
5	宮澤	山下	近藤	03年 育児休業法 03年 中小企業労働力確保法 04年 健保法改正（中期財政運営の導入） 04年 医療法改正（医療提供の理念の規定） 04年 看護職員人材確保法		
		丹羽（雄）	村上			
	細川	大内	坂口	05年 薬事法及び医薬品副作用被害救済・研究振興基金法改正（希少病用医薬品、医療機器の研究開発促進） 05年 福祉用具法 05年 精神保健法改正（グループホームの法定化） 05年 障害者対策に関する新長期計画 05年 パートタイム労働法 05年 労働基準法改正（週40時間労働制原則化、変形労働制導入） 05年 雇用支援トータルプログラム 06年 21世紀福祉ビジョン 06年 地域保健法（保健所機能の強化） 06年 健保法等改正（入院時の食事療養に係る給付の見直し・付添看護の解消）		
			鳩山（邦）			
	羽田					

年号	総理大臣	厚生大臣	労働大臣	時代背景	施策等
10	村山（雷）	井出	浜本	06年高齢化率14%を超える	06年年金制度改正（60歳前半の老齢厚生年金の見直し） 06年エンゼルプランの策定 06年新ゴールドプランの策定 06年がん克服新10か年戦略 06年高年齢者等雇用安定法改正（60歳定年義務化、65歳継続雇用の努力義務化） 06年雇用保険法改正（高年齢雇用継続給付・育児休業給付創設）
		森井	青木	07年阪神・淡路大震災	06年水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律 07年原子爆弾被害者に対する援護に関する法律 07年容器包装リサイクル法 07年障害者プランの策定 07年精神保健法改正（精神障害者保健福祉手帳制度の創設、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に改称） 07年育児休業法改正（介護休業制度創設、名称は育児・介護休業法に改称）
	橋本（龍太郎）	菅	永井	社会保障構造改革	07年新総合的雇用対策 08年らい予防法廃止 08年薬事法改正（医薬品安全性確保対策の充実） 09年廃棄物処理法改正（施設設置手続きの明確化・不法投棄対策等）
		小泉（純）	岡野		09年精神保健福祉士法 09年児童福祉法改正（保育制度改正） 09年健保法等改正（本人8割給付） 09年臓器移植法 09年介護保険法 09年男女雇用機会均等法改正（女性に対する差別の禁止等） 10年日独社会保障協定署名（平成12年2月1日発効） 10年感染症法 10年雇用活性化総合プラン
	小沢	宮下	甘利	完全失業率の急上昇 11年国際高齢者年	11年緊急雇用対策 11年新エンゼルプランの策定 11年精神保健福祉法改正（在宅福祉事業にホームヘルプ・ショートステイを追加、医療保護入院の要件の明確化）
		丹羽（雄）	牧野	13年厚生労働省発足	12年日英社会保障協定署名（平成13年2月1日発効） 12年年金制度改正（給付総額の伸びの調整等） 12年医師法改正（臨床研修の必修化） 12年社会福祉法 12年労働契約承継法 12年児童虐待防止法 12年児童手当法改正（義務教育就学前まで延長）
	森	津島	吉川		13年確定給付企業年金法・確定拠出年金法 13年ハンセン病補償法 13年社会保障改革大綱 13年個別労働紛争解決促進法 13年育児・介護休業法改正（時間外労働の制限等） 13年総合雇用対策 14年ワークシェアリングに関する政労使合意 14年身体障害者補助犬法 14年薬事法及び採血及び供血あっせん薬取締法改正（市販後安全対策の充実等、血液法の技術改正） 14年健康増進法 14年健保法等改正 14年食品衛生法改正（輸入食品への罰則強化等） 14年ホームレス自立支援法 14年雇用問題に関する政労使合意 14年改革加速プログラム 14年多様な働き方とワークシェアリングに関する政労使合意
	小泉（純）	坂口	坂口	15年イラク戦争	15年食品衛生法等改正（「食品安全基本法」の成立を踏まえた見直し） 15年次世代育成支援対策推進法 15年児童福祉法改正（子育て支援事業の法定化） 15年母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法 15年少子化社会対策基本法 15年心神喪失者等医療観察法 15年雇用保険法改正（早期再就職の促進） 15年新障害者プラン 15年労働基準法改正（解雇ルールの策定、有期契約及び裁量労働制に関する見直し） 15年感染症法及び検疫法改正（感染症対策の充実強化）
		小泉（純）	坂口		

年号	総理大臣	厚生労働大臣	時代背景	施策等
17		尾辻		<p>16年 第3次対がん10か年総合戦略</p> <p>16年 日韓社会保険協定署名（平成17年4月1日発効）</p> <p>16年 日米社会保険協定署名（平成17年10月1日発効）</p> <p>16年 特別障害給付金支給法</p> <p>16年 児童虐待防止法改正（児童虐待の定義の見直し、国及び地方公共団体の責務の改正等）</p> <p>16年 少子化社会対策大綱</p> <p>16年 児童手当法改正（小学校第3学年修了前まで延長）</p> <p>16年 児童福祉法改正（児童相談に関する体制の充実等）</p> <p>16年 育児・介護休業法改正（休業の対象労働者の拡大等）</p> <p>16年 少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について（子ども・子育て応援プラン）の策定</p> <p>16年 水道ビジョン</p> <p>16年 年金制度改革（保険料水準の上限固定及び給付水準の自動調整の仕組みの導入、年金積立金管理運用独立行政法人の設立等）</p>
		川崎		<p>17年 日ベルギー社会保険協定署名（平成19年1月1日発効）</p> <p>17年 日仏社会保険協定署名（平成19年6月1日発効）</p> <p>17年 食育基本法</p> <p>17年 労働組合法改正（不当労働行為事件の審査手続・体制の整備）</p> <p>17年 介護保険法改正（予防重視型システムへの転換等）</p> <p>17年 障害者自立支援法成立（障害種別にかかわらず一元的にサービスを提供する仕組みの創設等）</p> <p>18年 石綿による健康被害の救済に関する法律</p> <p>18年 日加社会保険協定署名（平成20年3月1日発効）</p> <p>18年 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定子ども園の制度化）</p> <p>18年 薬事法改正（販売制度改正、違法ドラッグ対策の強化）</p> <p>18年 男女雇用機会均等法改正（性差別禁止の範囲の拡大等）</p> <p>18年 医療法等改正（良質な医療を提供する体制の確立を図る）</p> <p>18年 健保法等改正</p> <p>18年 自殺対策基本法</p> <p>18年 がん対策基本法</p>
18		柳澤		<p>19年 日豪社会保険協定署名（平成21年1月1日発効）</p> <p>19年 雇用保険法改正（受給資格要件の見直し）</p> <p>19年 パートタイム労働法改正（パート労働者の均等待遇の確保等）</p> <p>19年 雇用対策法及び地域雇用開発促進法改正（労働者の募集・採用における年齢制限禁止の義務化等）</p> <p>19年 社会保険協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（各国協定ごとに制定してきた実施特例法に代えてその内容を包括的に定めるもの）</p> <p>19年 日本年金機構法</p> <p>19年 国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律</p> <p>19年 年金時効特例法（年金記録の訂正に係る年金の支給を受ける権利についての時効の特例等）</p> <p>19年 厚生年金特例法（事業主が被保険者の保険料を源泉控除していたが納付義務の履行が明らかでない場合の厚生年金の保険給付に関する特例等）</p> <p>19年 児童虐待防止法改正（児童の安全確認等のための立入調査等の強化等）</p> <p>19年 労働契約法</p> <p>19年 自殺総合対策大綱</p> <p>20年 日オランダ社会保険協定署名（平成21年3月1日発効）</p> <p>20年 日チェコ社会保険協定署名（平成21年6月1日発効）</p> <p>20年 新雇用戦略</p> <p>20年 日スペイン社会保険協定署名（平成22年12月1日発効）</p> <p>20年 労働基準法改正（時間外労働の割増賃金率の引き上げ等）</p> <p>20年 自殺総合対策大綱（一部改正）</p> <p>20年 介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律</p> <p>21年 肝炎対策基本法</p> <p>21年 日イタリア社会保険協定署名</p> <p>21年 雇用安定・創出の実現に向けた政労使合意</p> <p>21年 育児・介護休業法改正（短時間勤務制度の義務化等）</p> <p>21年 延滞金軽減法（社会保険の保険料等に係る延滞金の軽減）</p> <p>21年 遅延加算金法（年金記録の訂正がなされた上で受給権に係る裁定が行われた場合において本来の支給日より大幅に遅れて支払われる年金給付の額について、その現在価値に見合う額になるようにするため、特別加算金を支給）</p> <p>21年 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成21年度からの基礎年金庫負担割合2分の1を実施）</p> <p>21年 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律（脳死判定・臓器摘出要件の変更等）</p>
		福田	舛添	<p>21年 日アイルランド社会保険協定署名（平成22年12月1日発効）</p>
19	安倍	柳澤		
		福田	舛添	
20		舛添		
		麻生		
21		舛添		
		鳩山	長妻	

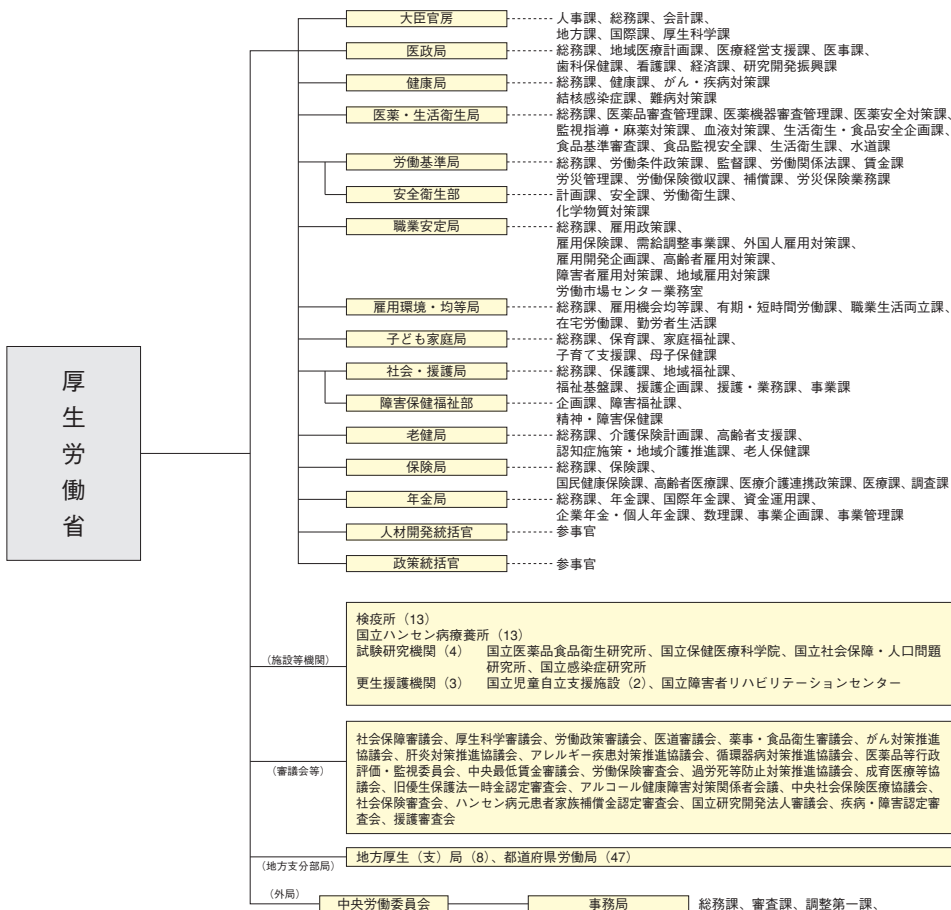
年号	総理大臣	厚生労働大臣	時代背景	施策等
-22	菅	細川（9月～）		22年 子ども・子育てビジョンの策定
				22年 雇用保険法改正（適用範囲の拡大等）
-23	菅	細川（9月～）		22年 医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律（保険料の引上げ幅を抑制するために必要な財政支援措置等）
				22年 日ラジソ社会保険協定署名（平成24年3月1日発効）
-24	野田	小宮山（9月～）		22年 日スイス社会保険協定署名（平成24年3月1日発効）
				22年 平成22年度における子ども手当の支給に関する法律
-25	安倍	田村（12月～）		22年 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害者福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律
				23年 雇用保険法等改正（賃金日額の引き上げ等）
-26	菅	三井（10月～）		23年 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律
				23年 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律
-24	野田	小宮山（9月～）		23年 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律
				23年 国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律（国民年金保険料の納付可能期間の延長）
-25	安倍	田村（12月～）		23年 平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法
				24年 雇用保険法等改正（給付日数の拡充措置の延長等）
-26	菅	三井（10月～）		24年 児童手当法改正（支給対象年齢を中学校修了前まで延長し、手当額を拡充した新しい児童手当制度）
				24年 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律
-25	安倍	田村（12月～）		24年 国民健康保険法改正（市町村国保の財政基盤強化策の恒久化、財政運営の都道府県単位への推進等）
				24年 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害者福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律
-26	菅	三井（10月～）		24年 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達を推進等に関する法律
				24年 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（支給資格期間の短縮等）
-25	安倍	田村（12月～）		24年 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律
				24年 高齢者雇用安定法改正（継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止等）
-26	菅	三井（10月～）		24年 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成24年度・25年度の基礎年金国庫負担割合を2分の1とする等）
				24年 年金生活者支援給付金の支給に関する法律
-25	安倍	田村（12月～）		24年 日インド社会保険協定署名（平成28年10月1日発効）
				24年 自殺総合対策大綱の見直し
-26	菅	三井（10月～）		25年 新水道ビジョン
				25年 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（厚生年金基金制度の見直し、第3号被保険者の記録不整合問題への対応）
-25	安倍	田村（12月～）		25年 健保法等改正（全国健康保険協会への財政支援措置延長等）
				25年 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律
-26	菅	三井（10月～）		25年 薬事法等の一部を改正する法律（医薬品等に係る安全対策の強化医療機器の特性を踏まえた規制の構築、再生医療等製品の特性も踏まえた規制の構築）
				25年 薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律（医薬品の販売方法に関するルールの整備、指定薬物の所持等の禁止）
-25	安倍	田村（12月～）		25年 持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（社会保障制度改革の全体像・進め方を明示）
				25年 日ハンガリー社会保険協定署名（平成26年1月1日発効）
-26	菅	三井（10月～）		26年 難病の患者に対する医療等に関する法律（難病に係る新たな公平かつ安定的な医療費助成の制度の確立等）

年号	総理大臣	厚生労働大臣 塩崎（9月～）	時代背景	施策等
27				26年 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律（新たな感染症の二類感染症への追加、感染症に関する情報の収集体制の強化等）
				26年 政府管理年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律
				26年 日ルクセンブルク社会保障協定署名（平成29年8月1日発効）
				26年 次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律
				26年 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律
				26年 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律
				27年 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律
				27年 女性の職業生活における活躍に関する法律
				27年 公認心理師法
				27年 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律
28				27年 勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律（①新卒募集を行う企業による職場情報提供の仕組み②ハローワークでの一定の労働関係法令違反の求人者の求人不受③若者の雇用管理が優良な中小企業の認定制度（ユースエール認定制度）等を実施）
				27年 日フィリピン社会保障協定署名（平成30年8月1日発効）
				27年 自殺対策基本法の一部を改正する法律
				28年 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律
				地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律
				28年 児童福祉法等の一部を改正する法律
				28年 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律
				28年 発達障害者支援法の一部を改正する法律
				28年 確定拠出年金法等の一部を改正する法律（個人型確定拠出年金の加入者範囲の拡大等）
				28年 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（受給資格期間の短縮の早期実施）
29				28年 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（管理監督体制の強化と技能実習生の保護等）
				28年 がん対策基本法の一部を改正する法律
				28年 公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律（短時間労働者への被用者保険の適用拡大の促進、年金額の改定ルールの見直し等）
				雇用保険法等の一部を改正する法律
				29年 臨床研究法
				29年 医療法等の一部を改正する法律
				29年 厚生労働省設置法の一部を改正する法律
				29年 児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律
				29年 雇用保険法等の一部を改正する法律
				29年 日スロバキア社会保障協定署名（令和元年7月1日発効）
30		加藤（8月～）		29年 自殺総合対策大綱の見直し
				29年 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律
				30年 日中社会保障協定署名（令和元年9月1日発効）
				30年 生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法の一部を改正する法律
				30年 食品衛生法等の一部を改正する法律
				30年 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律
				30年 健康増進法の一部を改正する法律
				30年 医療法及び医師法の一部を改正する法律
				30年 水道法の一部を改正する法律
				30年 健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する法律
令和元		根本（10月～）		31年 日スウェーデン社会保障協定署名
				元年 日フィンランド社会保障協定署名
				元年 医療保険制度の適切かつ効率的な運用を図るための健康保険法等の一部を改正する法律
				元年 女性の職業生活における活躍を推進する法律等の一部を改正する法律
				元年 死因究明等推進基本法
				元年 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律
				31年 日スウェーデン社会保障協定署名
				元年 日フィンランド社会保障協定署名
				元年 医療保険制度の適切かつ効率的な運用を図るための健康保険法等の一部を改正する法律
				元年 女性の職業生活における活躍を推進する法律等の一部を改正する法律

年号	総理大臣	厚生労働大臣	時代背景	施策等
02				元年 ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律 元年 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律 元年 母子保健法の一部を改正する法律 02年 労働基準法の一部を改正する法律 02年 雇用保険法等の一部を改正する法律 02年 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律 02年 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律 02年 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律 02年 予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律
		田村（9月～）		

4 厚生労働省の機構

厚生労働省組織図 (令和2年8月7日現在)



5 主な厚生労働統計調査等一覧

1 人口・保健福祉全般

調査名	目的	事項	対象	調査周期	公表時期
人口動態調査 (基幹統計調査) 政策統括官付 人口動態・保健社会統計室	人口動態事象を把握し人口及び厚生労働行政施策の基礎資料を得る。	出生、死亡、死産、婚姻、離婚に関する事項	戸籍法及び死産の届出に関する規程により届け出られた出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の全数	毎月	速報 調査月の約2か月後 月報 調査月の約5か月後 月報年計概数 調査年の翌年6月 年報確定数 調査年の翌年9月
国民生活基礎調査 (基幹統計調査) 政策統括官付 世帯統計室	保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働省の所掌事務に関する政策の企画及び立案に必要な基礎資料を得る。	世帯業態・構造・類型、家計支出額、医療保険の加入状況、要介護者等の状況、主な介護者の状況、介護サービスの利用状況、就業状況、公的年金の加入・受給状況、入院・通院の状況、自覚症状、所得の種類別金額、課税の状況、生活意識、貯蓄現在高、借入金残高等	全国の世帯及び世帯員 (3年ごとの大規模年は、約28万世帯、69万人を、中間年は約6万世帯、14万人を抽出)	毎年 (直近の大規模調査は、令和元年実施)	集計後 速やかに公表
21世紀出生児縦断調査 (一般統計調査) 政策統括官付 世帯統計室	平成22年に出生した子の実態及び経年変化の状況を継続的に観察するとともに世代による違いを検証し、少子化対策等厚生労働行政施策の企画立案、実施等のための基礎資料を得る。	家族構成、就業の状況、子育ての意識、子どもの状況等	全国の平成22年5月10日から同月24日の間に出生した子のすべて (全国の平成13年1月10日から同月17日の間及び7月10日から同月17日の間に出生した子のすべてを対象とした平成13年10月10日末時点では、第16回調査(16歳)からは実施主体を文部科学省とする共管調査としている)	毎年	集計後 速やかに公表
21世紀成年者縦断調査(国民の生活に関する継続調査) (一般統計調査) 政策統括官付 世帯統計室	調査対象となった男女の結婚、出産、就業等の実態及び意識の経年変化の状況を継続的に観察することにより、少子化対策等厚生労働行政施策の企画立案、実施等のための基礎資料を得る。	家族の状況、健康の状況、就業の状況、現在の就業意欲、仕事と子育ての両立支援制度の利用状況等	平成24年10月末時点で20～29歳であった男女及びその配偶者(平成14年10月末時点で20～34歳であった男女及びその配偶者を対象とした平成14年成年者については平成27年(第14回)調査をもって終了した)	毎年	集計後 速やかに公表
中高年者縦断調査(中高年者の生活に関する継続調査) (一般統計調査) 政策統括官付 世帯統計室	団塊の世代を含む全国の中高年者世代の男女を追跡して、その健康・就業・社会活動について、意識面・事象面の変化の過程を継続的に調査し、行動の変化や事象間の関連性等を把握し、高齢者対策等厚生労働行政施策の企画立案、実施等のための基礎資料を得る。	家族の状況、健康の状況、就業の状況、社会活動等の状況、住居・家計の状況等	平成17年10月末時点で50～59歳であった全国の男女	毎年	集計後 速やかに公表
所得再分配調査 (一般統計調査) 政策統括官付 政策評価官室	社会保障制度における給付と負担、租税制度における負担が所得の分配にどのような影響を与えているかを把握し、社会保障施策の浸透状況、影響度について明らかにする。	性、出生年月、拠出金(生命保険、損害保険の掛金、税金等)、受給金(生命保険、損害保険の保険金)、病院の通・入院状況、治療費支払方法、介護・保育の利用状況	全国の世帯及び世帯員(約15,000世帯を抽出)	3年 (直近は平成29年実施)	集計後 速やかに公表
公的年金加入状況等調査 (一般統計調査) 年金局 事業企画課調査室	15歳以上の世帯員について、公的年金加入状況、世帯の状況、就業状況、公的年金に関する周知度等を把握することにより、年金の事業運営及び今後の年金制度の検討のための基礎資料を得ることを目的とする。	就業状況、就学状況、公的年金加入状況、老後の生活設計、公的年金制度に関する周知度等	15歳以上の世帯員(約9万世帯を抽出)	3年 (直近は令和元年実施)	集計後 速やかに公表
国民年金被保険者実態調査 (一般統計調査・業務統計) 年金局 事業企画課調査室	国民年金第1号被保険者について、保険料の納付状況ごとに、その実態を明らかにし、被保険者の国民年金制度に対する意識、保険料未納の理由など今後の年金制度の検討及び国民年金の事業運営に必要な資料を得ることを目的とする。	就業及び就学の状況、世帯の状況(消費支出額、生命保険支出額等)、国民年金に関する納付状況、国民年金に関する意識、本人及び世帯の所得の状況等	国民年金第1号被保険者約6万人 (本人及び世帯の所得の状況等については約12万人)	3年 (直近は令和2年実施)	集計後 速やかに公表

2 社会福祉統計

調査名	目的	事項	対象	調査周期	公表時期
福祉行政報告例 (一般統計調査) 政策統括官付 行政報告統計室	社会福祉関係諸法規の施行に伴う各都道府県、指定都市及び中核市における行政の実態を数値的に把握し、社会福祉行政運営のための基礎資料を得る。	各都道府県・指定都市・中核市における社会福祉行政の業務実績等	都道府県・指定都市・中核市	毎月・毎年度	10月下旬 毎月(概数)
社会福祉施設等調査 (一般統計調査) 政策統括官付 社会統計室	全国の社会福祉施設等の数、在在所、従事者の状況等を把握して社会福祉行政推進のための基礎資料を得る。	施設の経営主体、定員、在在所、従事者等	全国の社会福祉施設等の全数	毎年	12月下旬
地域児童福祉事業等調査 (一般統計調査) 子ども家庭局 総務課	保育を中心とした児童福祉事業に対する市町村(特別区を含む)の取組などの実態を把握し、多様化した需要に的確に対応した児童福祉行政施策を推進するための基礎資料を得る。	市町村事業票 保育所定員の弾力化の状況、短時間勤務の保育士の導入状況、保育料の収納事務の私人への委託状況等	市町村、特別区	毎年	9月下旬
介護サービス施設・事業所調査 (一般統計調査) 政策統括官付 社会統計室	全国の介護サービスの提供体制、提供内容を把握することにより、介護サービスの提供面へ着目した基盤整備等に関する基礎資料を得る。	(1) 介護保険施設 開設・経営主体、定員、在在所者数、従事者数、居室等の状況等 (2) 居宅サービス事業所等 開設・経営主体、利用者数、従事者数等	全国の介護保険施設及び事業所の全数	毎年	12月下旬
介護給付費等実態統計 (業務統計) 政策統括官付 社会統計室	介護サービスの受給にかかる給付費等の状況を把握し、介護報酬の改定をはじめとした介護保険制度の円滑な運営に必要な基礎資料を得る。	介護給付費明細書及び介護予防・日常生活支援総合事業費明細書等 介護サービス種類別の受給者数及び介護サービス内容別の件数、回数、単位数、費用額等	介護保険総合データベースに蓄積されている各都道府県国民健康保険団体連合会が審査したすべての介護給付費明細書等	—	月報・年度報: 集計後 速やかに公表
介護事業経営概況調査 (一般統計調査) 老健局 老人保健課	介護保険制度における各種介護サービスを提供する施設及び事業所の収支状況等を把握し、おおむね3年ごとに実施される介護報酬の改定に向け、介護報酬改定の骨格案を検討するための基礎資料を収集することを目的とする。	サービス提供の状況、居室・設備等の状況、職員配置、職員給与、収入の状況、支出の状況 等	介護保険サービスの指定施設・事業所	3年 直近は (令和元年実施)	社会保障審議会介護給付費分科会において公表
介護事業経営実態調査 (一般統計調査) 老健局 老人保健課	介護保険制度における各種介護サービスを提供する施設及び事業所の収支状況等を把握し、おおむね3年ごとに実施される介護報酬の改定に向け、介護報酬改定の骨格案を検討するための基礎資料を収集することを目的とする。	サービス提供の状況、居室・設備等の状況、職員配置、職員給与、収入の状況、支出の状況 等	介護保険サービスの指定施設・事業所	3年 直近は (平成29年実施)	社会保障審議会介護給付費分科会において公表
介護従事者処遇状況等調査 (一般統計調査) 老健局 老人保健課	介護従事者の処遇の状況及び介護職員処遇改善加算の影響等の評価を行うとともに、次期介護報酬改定のための基礎資料を得ることを目的とする。	給与等の状況、介護従事者の処遇状況、個別の従事者の勤務形態、労働時間、資格の取得状況、基本給額 等	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、訪問介護事業所、通所介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、居宅介護支援事業所	直近は平成30年 実施	社会保障審議会介護給付費分科会において公表

3 保健統計

調査名	目的	事項	対象	調査周期	公表時期
衛生行政報告例 (一般統計調査) 政策統括官付 行政報告統計室	衛生関係諸法規の施行に伴う各都道府県、指定都市及び中核市における衛生行政の実態を把握し、衛生行政運営のための基礎資料を得る。	精神保健福祉関係、栄養関係、衛生検査関係、生活衛生関係、食品衛生関係、乳肉衛生関係、医療関係、薬事関係、母体保護関係、難病・小児慢性特定疾病関係、狂犬病予防関係	都道府県・指定都市・中核市	毎年度・隔年 (隔年報の直近は 令和2年実施)	年度報：10月下旬 隔年報：7月中旬
地域保健・健康増進 事業報告 (一般統計調査) 政策統括官付 行政報告統計室	地域住民の健康の保持及び増進を目的とした地域の特性に応じた保健施策の展開等を、実施主体である保健所及び市区町村ごとに把握し、国及び地方公共団体の地域保健施策の効率的・効果的な推進のための基礎資料を得る。	母子保健等サービスの実施状況、予防接種の状況、保健所の連絡調整等の実施状況、職員の設置状況及び保健所職員の市区町村への援助状況、健康増進事業の実施状況等	保健所・市区町村	毎年度	3月中旬
医療施設調査 (基幹統計調査) 政策統括官付 行政報告統計室	医療施設の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得る。	静態調査 施設名、開設者、許可病床数、診療科目、従事者数、診療及び検査の実施状況等 動態調査 施設名、所在地、開設者、処分等の種類、許可病床数等	静態調査 全国の病院及び診療所 動態調査 医療法に基づく届出や処分があった医療施設	静態調査3年 (直近は 令和2年実施) 動態調査 毎年 毎月	2月下旬(概数) 4月下旬(確定数) 毎月(月末概数)
病院報告 (一般統計調査) 政策統括官付 保健統計室	全国の病院、療養病床を有する診療所における患者の利用状況を把握し、医療行政の基礎資料を得る。	在院患者数、新入院患者数、退院患者数、外来患者数等	全国の病院及び療養病床を有する診療所	毎月	4月下旬 毎月(概数)
医師・歯科医師・薬剤師統計 (業務統計) 政策統括官付 保健統計室	医師、歯科医師及び薬剤師について、性、年齢、業務の種類、従事場所及び診療科名(薬剤師を除く)等による分布を明らかにし、厚生労働行政の基礎資料を得る。	住所、性、生年月日、業務の種類、従事する診療科名(薬剤師を除く)、従事先の所在地等	全国の医師、歯科医師、薬剤師	2年 直近は 令和2年届出)	12月中旬
患者調査 (基幹統計調査) 政策統括官付 保健統計室	医療施設(病院、一般診療所及び歯科診療所)を利用する患者について、その属性、入院、来院時の状況及び傷病名等の実態を明らかにし、併せて地域別患者数を推計することにより、医療行政の基礎資料を得る。	患者の性別、受療の状況、診療費等支払方法、入院・外来の診療、紹介の状況、病床の種類等	全国の医療施設を利用する患者 (病院約6,500施設、一般診療所約6,000施設、歯科診療所約1,300施設を抽出)	3年 直近は 令和2年実施)	3月下旬(概数) 6月下旬(確定数)
国民健康・栄養調査 (一般統計調査) 健康局 健康課	国民の身体状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにし、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得る。	食事状況(欠食、外食)、食物摂取状況(食品名、摂取量)、身長、体重、血圧、血液検査、歩行数、喫煙、飲酒、運動習慣、生活習慣に関する事項等	全国の世帯及び世帯員(約5,700世帯約15,000人を抽出)	毎年	集計後 速やかに公表
薬事工業生産動態統計調査 (基幹統計調査) 医政局 経済課	医薬品、医療機器、医薬部外品及び再生医療等製品の生産及び輸出入の実態を明らかにし、薬事行政の基礎資料を得る。	薬効分類・用途区分別等の生産・出荷・月末在庫金額、数量等	医薬品、医薬部外品、医療機器及び再生医療等製品の製造販売業者	毎月	月報：調査月の翌 月15日の翌 日から起算 して60日後 年報：翌年中
医療経済実態調査 (医療機関等調査) (一般統計調査) 中央社会保険医療協議会 (保険局医療課)	病院、一般診療所及び歯科診療所並びに保険薬局における医療経営等の実態を明らかにし、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備する。	(病院用) 損益、職種別常勤職員給料等(一般診療所用) 損益、職種別常勤職員給料等(歯科診療所用) 損益、職種別常勤職員給料等(保険薬局用) 損益、職種別常勤職員給料等	全国の社会保険による診療等を行っている医療機関等 (病院：抽出率 1/3 一般診療所： 〃 1/20 歯科診療所： 〃 1/50 保険薬局： 〃 1/25)	2年 直近は 令和元年実施)	11月上旬
医療経済実態調査 (保険者調査) (一般統計調査) 中央社会保険医療協議会 (保険局調査課)	医療保険の保険者の財政状況の実態を把握し、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備する。	(土地に関する調査) 施設の種類、面積、取得価額、時価評価額等 (直営保養所、保健会館に関する調査) 建物の面積、帳簿価額、利用者数、経営収支	全国の健康保険組合及び共済組合	2年 直近は 令和元年実施)	11月上旬
受療行動調査 (一般統計調査) 政策統括官付 保健統計室	全国の医療施設を利用する患者について、受療の状況や受けた医療に対する満足度等を調査することにより、患者の医療に対する認識や行動を明らかにし、今後の医療行政の基礎資料を得る。	診察等までの待ち時間、診察時間、病院を選んだ理由、医師から受けた説明の程度、今後の治療・療養の希望、満足度等	全国の一般病院を利用する患者(約500施設)	3年 直近は 令和2年実施)	10月(概数) 7月(確定数)

調査名	目的	事項	対象	調査周期	公表時期
食中毒統計調査 (業務統計) 医業・生活衛生局 食品監視安全課	食中毒の患者並びに食中毒死者の発生状況を把握し、食品衛生対策の基礎資料を得る。	原因となった家庭・業者・施設等の所在地、名称、発病年月日、原因食品名、病因物質、患者数、死者数等	全国の保健所	毎月	3月中旬
食肉検査等情報還元調査 (一般統計調査・業務統計) 医業・生活衛生局 食品監視安全課	と畜場等における食用に供するために行う獣畜の処理事業、食鳥処理の事業の実態を把握し、都道府県等を通して、データを家畜生産段階に還元することにより、食肉の安全性を確保するとともに、都道府県等の衛生行政の推進に当たって、全国的な状況等を随時利用できる体制を構築し、円滑な行政推進を図るための基礎資料を得るものである。	と畜場数、と畜状況、と畜検査頭数、食鳥処理場数、食鳥処理衛生管理者数、届出食肉販売業者数、食鳥検査羽数、化製場及び魚介類鳥類等製造貯蔵施設数等、死亡獣畜取扱場数、畜舎及び家きん舎数	都道府県、保健所を設置する市及び特別区（ただし、報告を求める事項のうち、と畜場、と畜場外とさつ頭数、と畜場内とさつ頭数、処分実頭数及び疾病別頭数については、都道府県及び保健所を設置する市のみ報告を行う。）	毎年	集計後速やかに公表

4 雇用統計

調査名	目的	事項	対象	調査周期	公表時期
毎月勤労統計調査 (基幹統計調査) 全国調査	常用労働者を5人以上雇用する事業所の雇用、給与及び労働時間について全国的変動を明らかにする。	賃金、労働時間、常用労働者数、常用労働者の種類等	日本標準産業分類（平成25年10月改定）による16大産業、事業所規模5人以上の事業所	毎月	速報 調査月の翌々月初め 確報 調査月の翌々月中旬
地方調査	常用労働者を5人以上雇用する事業所の雇用、給与及び労働時間について都道府県別の変動を明らかにする。	全国調査と同じ	全国調査と同じ	全国調査と同じ	速報 調査月の翌々月中
特別調査 政策統括官付 雇用・賃金福祉統計室	1~4人の常用労働者を雇用する小規模事業所の雇用、給与及び労働時間の実態を明らかにする。	賃金、労働時間、常用労働者数、勤続年数等	16大産業、事業所規模1~4人の事業所	毎年	12月
雇用動向調査 (一般統計調査) 政策統括官付 雇用・賃金福祉統計室	主要産業における入職・離職・未充足求人状況並びに入職者、離職者に係る個人別の属性及び入職・離職に関する事情等を調査し、雇用労働力の産業、規模、職業及び地域間の移動の実態を明らかにすることを目的とする。	事業所一常用労働者の移動状況、未充足求人数等 入職者一入職経路、前職の有無、離職期間、賃金変動状況等 離職者一職業、勤続期間、離職理由等	日本標準産業分類（平成25年10月改定）による16大産業、事業所規模5人以上の事業所、調査年中の調査事業所における入職者及び離職者	年2回	年計8月、上半期12月
雇用の構造に関する実態調査 (一般統計調査) 令和2年：転職者実態調査	転職者の就業実態及び意識を受入事業所側、転職者側の両面から把握することによって、円滑な労働移動を促進し、労働力需給のミスマッチの解消を図るための雇用政策に資することを目的とする。	(事業所調査) 事業所の属性、転職者の採用に当たって重視した点、転職者を採用した理由、転職者の募集方法、転職者の処遇（賃金、役職等）決定の要素、転職者を採用する際に難しいと考えている問題、転職者の教育訓練、今後3年間の転職者の採用予定状況及び採用予定の職種、転職者の採用に関し行政に望むこと (個人調査) 個人の属性、直前の勤め先及び現在の勤め先における仕事の状況、直前の勤め先の属性、就業期間、現在の勤め先の賃金、労働時間、離職理由、転職、現在の勤め先における満足度、今後の希望等	(事業所調査) 日本標準産業分類（平成25年10月改定）による16大産業、常用労働者5人以上の事業所 (個人調査) 上記の事業所で就業している転職者	不定期	令和3年11月予定
労働経済動向調査 (一般統計調査) 政策統括官付 雇用・賃金福祉統計室	景気の変動、労働力需給の変化等が雇用、労働時間等に及ぼしている影響やそれらに関する今後の見通し等を調査し、労働経済の変化の方向等を把握し、労働政策の基礎資料とする。	生産・売上等の動向、雇用、労働時間の動向、常用労働者数、労働者の過不足感及び未充足求人数、雇用調整等の実施状況等	日本標準産業分類（平成25年10月改定）による12大産業に属する常用労働者30人以上の民営事業所	年4回	3月、6月、9月、12月

調査名	目的	事項	対象	調査周期	公表時期
労使関係総合調査 (一般統計調査) ①労働組合基礎調査	我が国におけるすべての労働組合を対象として、労働組合数、労働組合員数、加盟組織系統等の状況を調査し、労働組合及び労働組合員の産業別、地域別、加盟上部組合別の分布等労働組合組織の実態を明らかにする。	労働組合の種類、適用法規、組合員数、加盟上部組合の系統等	全国のすべての労働組合	毎年	12月
②実態調査	労働組合の組織及び労働組合の活動の実態、団体交渉や労働協約締結・労働争議に係る状況、労使コミュニケーションの状況等労使関係の実態を明らかにする。	(令和2年調査：労使間の交渉等に関する実態調査) 労働組合の属性等に関する事項、労使関係についての認識に関する事項、正社員以外の労働者に関する事項、労使間の交渉事項等、団体交渉に関する事項、労働争議に関する事項、労使間の諸問題の解決手段に関する事項、労働協約の締結に関する事項、労働協約の承継に関する事項	16大産業に属する民営事業所における労働組合員30人以上の労働組合	毎年	6月
労働争議統計調査 (一般統計調査) 政策統括官付 雇用・賃金福祉統計室	我が国における労働争議の状況を明らかにする。	争議の総参加人員、行為参加人員、争議行為形態別期間、争議行為形態別行為参加人員、争議行為形態別労働損失日数等	全争議	毎月	8月
家内労働等実態調査 (一般統計調査) 雇用環境・均等局 在宅労働課	家内労働の実態を把握し、家内労働対策を推進するための基礎資料を得る。	委託者の委託条件等 家内労働者の労働条件等	全国の委託者及び家内労働者の中から一定の方法で抽出	3年 直近は (平成29年実施)	調査年度の 3月を予定
雇用均等基本調査 (平成19年度より 「女性雇用管理基本 調査」から名称変更) (一般統計調査) 雇用環境・均等局 雇用機会均等課	主要産業における男女の雇用均等問題に係る雇用管理の実態を把握する。	男女雇用機会均等法に基づく企業における女性の採用、配置・昇進等の雇用状況及び育児・介護休業制度の規定・運用状況等に関する事項等	(企業調査) 16大産業に属する常用労働者10人以上の民営企業(事業所調査) 16大産業に属する常用労働者5人以上の民営事業所	毎年	7月予定
能力開発基本調査 (一般統計調査) 人材開発統括官付 人材開発政策担当参事官室	我が国の企業、事業所及び労働者の能力開発の実態を明らかにし、職業能力開発行政に資する。	(企業調査) 企業の概要、OFF-JT及び自己啓発支援に支出した費用等 (事業所調査) 事業所の概要、教育訓練の実施状況、人材育成、キャリア形成支援、技能の継承等 (個人調査) 労働者の属性、教育訓練受講状況、自己啓発実施状況、職業生活設計等	(企業調査) 日本標準産業分類に定める15大産業であって、常用労働者30人以上の民営企業 (事業所調査) 日本標準産業分類に定める15大産業であって常用労働者30人以上の民営事業所 (個人調査) 事業所調査の対象事業所に就業している常用労働者	毎年	5月予定

5 賃金福祉統計

調査名	目的	事項	対象	調査周期	公表時期
賃金構造基本統計調査 (基幹統計調査)	主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経歴年数別等に明らかにする。	事業所に係る事項 事業所の雇用形態別労働者数、企業全体の常用労働者数 労働者に係る事項 性、雇用形態、就業形態、最終学歴、新規学卒者への該当性、年齢、勤続年数、役職、職種、経歴年数、実労働日数、所定内実労働時間数、超過実労働時間数、きまって支給する現金給与額、超過労働給与額、昨年1年間の賞与・期末手当等特別給与額、在留資格	16大産業に属する5人以上の常用労働者を雇用する民営事業所(5~9人の事業所については企業規模が5~9人の事業所に限る)及び10人以上の常用労働者を雇用する公営事業所及び労働者	毎年	3月
政策統括官付 賃金福祉統計室					
就労条件総合調査 (一般統計調査)	主要産業における企業の労働時間制度、賃金制度等について総合的に調査し、我が国の民間企業における就労条件の現状を明らかにする。	企業の属性に関する事項、労働時間制度に関する事項、賃金制度に関する事項等	16大産業に属する常用労働者30人以上の民営企業	毎年	10月
政策統括官付 賃金福祉統計室					
賃金引上げ等の実態に関する調査 (一般統計調査)	労働組合のない企業を含めた民間企業における賃金・賞与の改定額、改定率、賃金・賞与の改定方法、改定に至るまでの経緯等を把握する。	1人平均賃金の改定額・改定率、賃金の改定方式、賃金の改定事情、賞与支給状況、賞与決定方式等	15大産業に属する常用労働者100人以上の会社組織の民営企業(ただし、製造業、卸売業、小売業は30人以上)	毎年	11月
政策統括官付 賃金福祉統計室					
労働災害動向調査 (一般統計調査)	主要産業における年間の労働災害の発生状況を明らかにする。	延べ実労働時間数、労働災害による労働不能程度別死傷者数及び延べ休業日数等	(事業所調査) 主要産業に属する常用労働者10人以上の事業所(ただし、常用労働者10~29人は製造業の特定8産業のみ) (総合工事業調査) 労働者災害補償保険の概算保険料が160万円以上または工事の請負金額が税抜き1億8,000万円以上の工事現場	(事業所調査) 毎年	(事業所調査) ・常用労働者100人以上の事業所6月 ・常用労働者10人以上の事業所11月
政策統括官付 賃金福祉統計室				(総合工事業調査) 半年	(総合工事業調査) 6月
労働安全衛生調査 (実態調査) (一般統計調査)	事業所が行っている安全衛生管理、労働災害防止活動及びそこで働く労働者の仕事や職業生活における不安やストレス、受動喫煙等の実態について把握し、今後の労働安全衛生行政を推進するための基礎資料とする。	(事業所調査) メンタルヘルス対策、化学物質のばく露防止対策、受動喫煙防止対策、長時間労働者に対する取組、安全衛生管理体制、産業保健、労働災害防止対策 (個人調査) 勤務の状況、仕事や職業生活における不安やストレス、喫煙、一般健康診断	(事業所調査) 17大産業に属する常用労働者10人以上を雇用する民営事業所 (個人調査) 上記事業所に雇用される常用労働者及び受け入れた派遣労働者	5年 直近は (令和2年実施)	9月
政策統括官付 賃金福祉統計室					
労働安全衛生調査 (労働環境調査) (一般統計調査)	危険有害業務の状況及び労働環境の変化等の労働者への影響を把握し、快適な職場環境の形成など労働安全衛生対策の推進に資する。	(事業所調査) 有害業務、設備対策、作業環境測定、GHSラベルの表示状況及び安全データシート(SDS)の交付状況等 (個人調査) 有害業務の従事状況、化学物質等(ずい道工事現場調査) 粉じん抑制対策、作業環境測定の実施状況等	(事業所調査) 特定産業に属する常用労働者10人以上を雇用する民営事業所 (個人調査) 上記事業所に雇用される常用労働者及び受け入れた派遣労働者 (ずい道工事現場調査) 建設業(ずい道建設工事に限る。)で労働者災害補償保険の概算保険料が160万円以上又は工事請負金額が税抜き1億8,000万円以上(保険関係成立年月日が平成27年(2015年)3月31日以前の工事現場については、税込み1億9,000万円以上)の工事現場	5年 直近は (令和元年実施)	9月
政策統括官付 賃金福祉統計室					